

## 第8章 計画の推進

---

# 1 地域福祉保健推進体制の充実

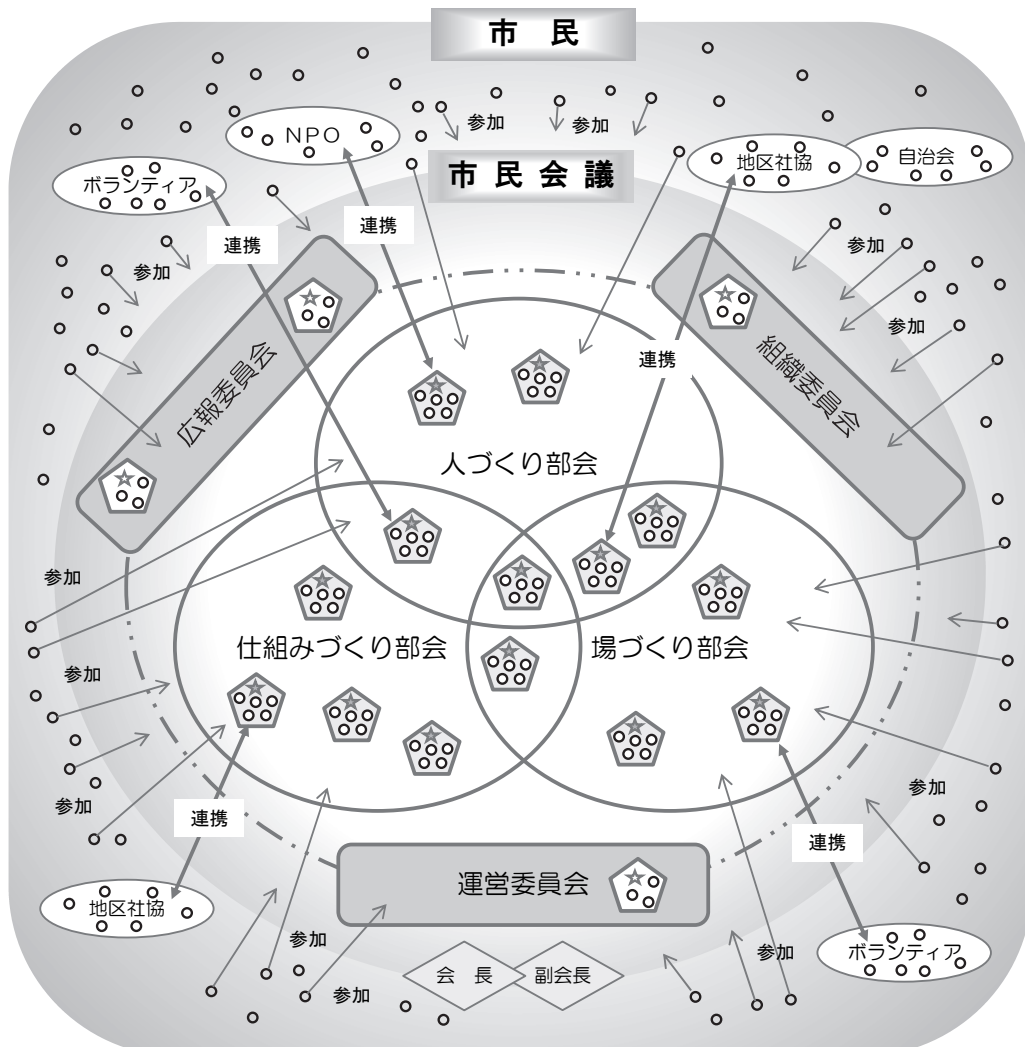
地域福祉保健の推進については、これまで積み上げてきたものを充実・発展させるところからはじまります。言い換えれば、本市の地域福祉保健の次のステップは推進体制を充実することであると考えます。

## (1) 地域福祉推進体制の現状

地域福祉を推進するのは市民一人ひとりです。本市における地域福祉計画の最大の成果（強み）は、第2期桑名市地域福祉計画の策定を通じて市民が主体的に地域福祉活動を行うための市民会議を立ち上げ、活動を続けていることです。

市民会議の活動については、計画の基本目標に沿って、『人づくり』『仕組みづくり』『場づくり』の3部会を基本に、計画を推進しています。各部会は、実際に活動する活動グループからなり、また、部会の枠を超えた横断的な委員会『広報委員会』『運営委員会』『組織委員会』の3つを設け、広報啓発、活動の調整、既存の活動団体との連携調整などを行っています。

●市民会議を中心とした地域福祉推進のイメージ（第3期桑名市地域福祉計画）



第2期桑名市地域福祉計画のはじまった2009（平成21）年度から10年が経過しました。その間、市民会議は、さまざまな地域課題の解決に向けて自らが活動主体となって積極的に活動してきました。しかし、メンバーの増員など市民会議自体の拡充を図ることができず、その活動に広がりが見られなかったことが課題として残りました。

こうした点を踏まえ、今後は、本市における地域福祉活動が市民会議を中心に活性化し、地域包括ケアシステムの「互助」の部分を実実に担えるよう充実を図る必要があります。

これまで、市民会議においては活動の範囲を全市域（第1層）として、行政及び社会福祉協議会との連携のもと、取組を推進してきました。その間、行政及び社会福祉協議会は、概ね第3層における地区社協の設立を進めるとともに、生活支援コーディネーター（全市域及び地域包括支援センター管轄区域）を配置し、より市民の生活に根ざした「地区」を単位に市民の生活を支援する取組を進めてきました。

また、本市では2017（平成29）年から、概ね小学校区を単位として住民が主体的にまちづくりに取り組むことができる体制の構築を目指し、（仮称）まちづくり協議会の形成を推進しています。2019（令和元）年5月に、城南まちづくり協議会が設立され、「災害時声かけマップ」の作成などの活動が行われています。その他の地域においても、準備組織が立ち上げられ、（仮称）まちづくり協議会の設立に向けた準備が進められています。

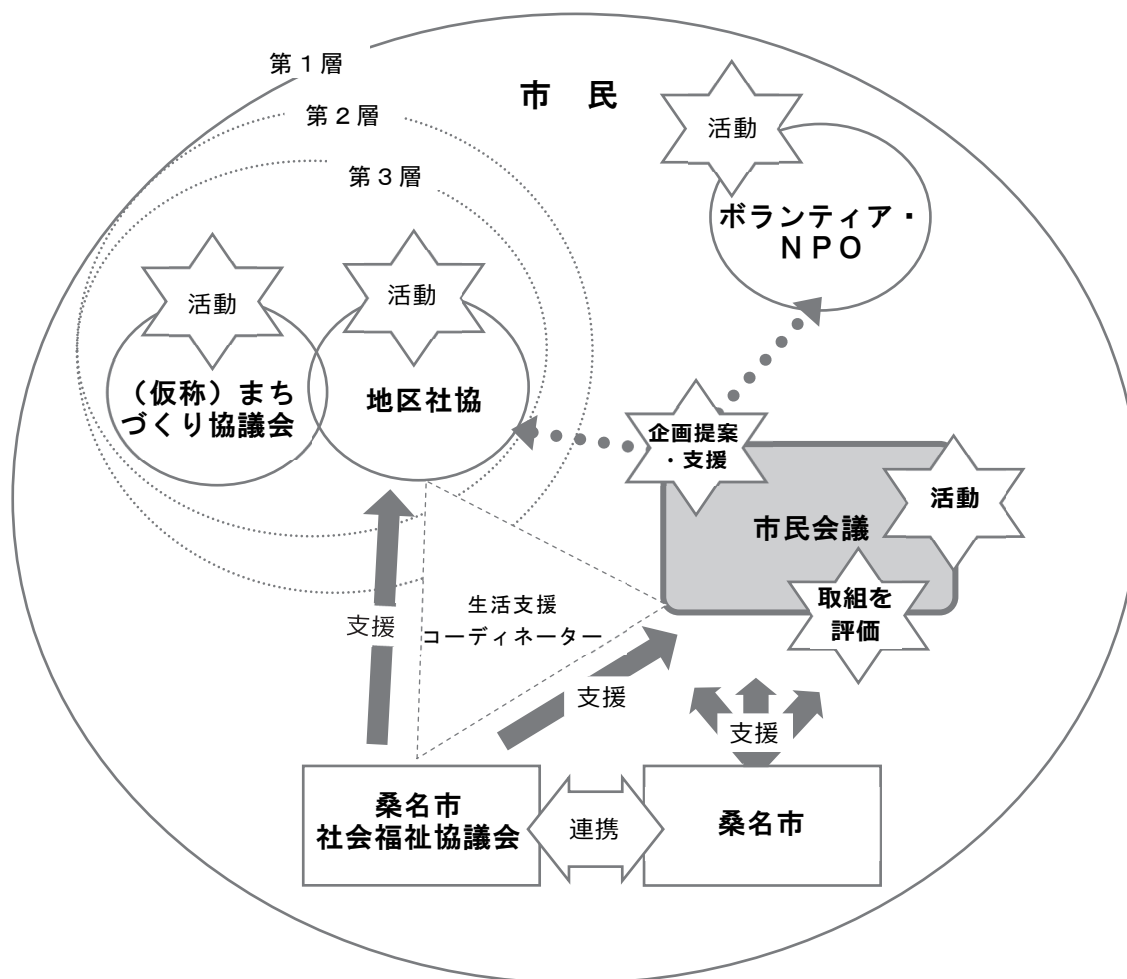
## (2) これからの推進体制

こうした背景のもと、本計画の期間となる2020（令和2）年度以降においては、地域福祉圏域を意識しながら、市民会議の取組と地区社協や（仮称）まちづくり協議会をはじめとした地域の住民主体の取組等をつなげ、より地域ごとの実情に即した取組に持っていくべきと考えます。

そこで、これまで活動してきたメンバーを含む2020（令和2）年度以降の市民会議のメンバーが、それぞれ関心のあるテーマや得意な分野の知識・技術を生かし、主に第1層において活動を実践するとともに、活動の企画提案をする役割を担い、地区社協や（仮称）まちづくり協議会など関係団体と連携して、主に第3層においても取組を進めていくよう、推進体制の充実を図っていきます。

行政及び社会福祉協議会は連携しながら、市民主体の活動を同じ「場」において支援していきます。

●新たな地域福祉推進のイメージ



## 2 行政及び社会福祉協議会による支援体制

### (1) 支援体制

地域福祉を推進するのは市民一人ひとりですが、行政及び社会福祉協議会も協働で取組を進めてきました。前述したとおり、今後も行政及び社会福祉協議会は、地域福祉推進に係る共同事務局（以下「共同事務局」といいます。）を設置し、市民会議を継続的に支援するとともに、市民との協働による取組の具体化を推進していきます。あわせて、できる限り多くの市民が地域福祉活動へ参画できるよう、計画の周知・啓発をさまざまな場面で行っていきます。

その際、本計画の進捗状況を把握し、評価するとともに、計画の見直しや新たな取組等に関する検討を行います。

本計画は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、多様な分野にわたっ

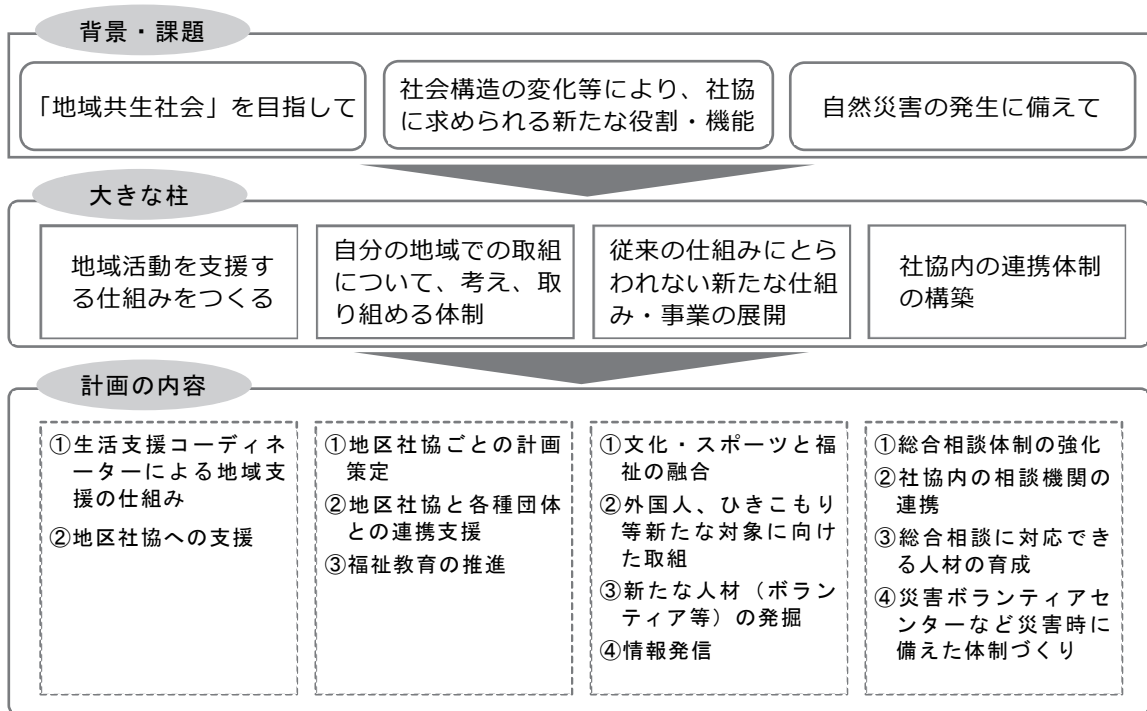
ているため、共同事務局が中心となり、庁内関係部署や関係機関が相互に連携して施策を推進していきます。

(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画の策定・推進

社会福祉法第109条では、社会福祉協議会について「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定しています。また、本市においては、各種ボランティア活動や地域福祉計画推進市民会議の活動など市民の主体的な取組を直接支援してきたのも社会福祉協議会でした。こうした背景もあり、第2期及び第3期桑名市地域福祉計画では、社会福祉協議会の取組も内容に含まれていました。

これまでの成果を踏まえ、より効果的に本計画の内容が実現するよう、社会福祉協議会では、本計画の理念や目標等を共有しながら、その基盤強化・充実の方策を含む独自の桑名市地域福祉活動計画を2020（令和2）年度以降に策定し、効果的に地域福祉の推進を図っていきます。

●社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（案）のイメージ



### 3 計画の進行管理

本計画の進捗状況を市民の目線で把握し、評価するために、市民会議において進行管理を行っていきます。計画期間中、自己評価も含め、毎年度定期的に行います。

また、行政及び社会福祉協議会においては、計画の進捗状況を把握するとともに、それぞれの取組の自己評価を行い、その情報を市民会議と共有しながら、市民会議の進行管理に関する活動を支援していきます。

なお、新たな取組や計画の推進方法については、取組の進捗状況や社会的な動向を考慮しながら、市民会議、行政及び社会福祉協議会が協働して検討していきます。

### 4 関係機関等との連携

本計画の実現に向けて、地域福祉活動、健康づくり活動等が効果的に行われるよう、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、健康推進員会、食生活改善推進協議会、老人クラブ連合会、障害者団体連絡協議会、ボランティア連絡協議会など各種地域活動団体・当事者団体・関係団体等と連携していきます。

さらに、健康づくりに関する取組については、保健・医療的な見地から医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係専門機関や県と連携していきます。

### 5 計画の周知

本計画は、市民一人ひとりの「幸福」の実現を、市民、福祉関係団体、行政等が連携して、推進していくことを目指し、策定しました。したがって、一人でも多くの市民が、地域共生の理念のもと、地域における福祉活動や健康づくり活動に参加できるよう、本計画が示した考え方や方法などを、広報、ホームページ、各種イベントなどを通じて、積極的に周知を図っていきます。